

# 令和4年 第11回 農業委員会総会

日時 令和4年11月25日（金）午後3時00分

場所 糸満市役所 3-C 会議室

## 農業委員

会長 国吉 真昭	代理 大本 秀子	1番 大城 真由美	2番 山城 学
3番 久保田 政子	4番 百次 成仁	5番 杉本 雄靖	6番 山城 弘美
7番 長嶺 安浩	8番 宮里 良淳	9番 玉城 正智	10番 金城 義幸

## 農地利用最適化推進委員

1番 長嶺 栄	2番 金城 正弘	3番 長嶺 淳二	4番 大城 久
5番 賀数 宏	6番 伊敷 幸隆	7番 幸地 豊	8番 我謝 久男
9番 伊礼 幸清	10番 新垣 芳隆	11番 山城 隆次	12番 山城 満
13番 志茂 政安	14番 安谷屋健治		

## 【欠席委員】

大本 秀子 大城 真由美 久保田 政子 山城 弘美 幸地 豊

## 【職務のために出席した職員】

大城 勝雄 金城 伊作

## 【議事録署名人】

9番 農業委員 玉城 正智 10番 農業委員 金城 義幸

## 【議事日程】

- 日程第1 議案第50号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について
- 日程第2 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

## 令和4年第11回 総会 議事録

事務局	これより令和4年第11回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。 それでは会長よろしくお願ひします。
会長	<b>【開会のあいさつ】</b> それでは令和4年第11回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人は9番農業委員の玉城正智さん、10番農業委員の金城義幸さんでお願いします。次回調査委員は、1番農業委員の大城真由美さん、2番農業委員の山城学さん、12番推進委員の山城満さんでお願いします。  <b>【議事日程】</b> 日程第1 議案第50号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(2件) 日程第2 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について(12件) 日程第3 議案第52号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(4件)  <b>【議題の審議】</b> それでは審議に入ります。議案第50号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について事務局説明願ひします。
事務局	それでは、2ページをお開き下さい。農業経営基盤強化法利用権設定について4-50~4-51まで読み上げて説明。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。  質問等なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次に議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願ひします。

事務局	関係者が居るので、それから始めたいと思います。(退席後) 11番は真壁の3筆で、贈与による所有権移転であります。12番は束里の1筆で売買による所有権移転であります。以上です。
会長	只今の案件について、疑問質問があればよろしくお願ひします。 質問なければ、只今の案件可としてよろしいでしょうか？
委員	異議なし。
事務局	それでは4ページをお開き下さい。1番は小波蔵の1筆で売買による所有権移転であります。2番は真壁の4筆で売買による所有権移転であります。3番は大度の2筆で3年間の地上権の設定であります。4番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。5番は喜屋武の1筆で売買による所有権移転であります。次5ページをお願いします。6番は阿波根の2筆で売買による所有権移転であります。7番は阿波根の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。8番は真栄平の4筆で売買による所有権移転であります。9番は宇江城の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。10番は大度の1筆で3年間の使用貸借権の設定であります。3条は以上です。
会長	只今の案件について疑問質問があればよろしくお願ひします。
委員	糸満市の下限面積は4,000㎡であるが、来年4月から下限面積が撤廃されるが、そこら辺の詳しい状況をお聞かせ下さい。
事務局	農業会議へ確認したところ、撤廃は分かるが詳しい内容については農業会議も分からない状況とのことです。市長村へはまだ降りてないので市は分からない状況です。答えきれません。
委員	3番の件について、営農型太陽光であるが、営農の判断は誰がどう判断するのか？
事務局	県が判断します。年1回報告義務があります。営農が下回った場合は取り壊しもありうる。写真や専門家の意見も提出となり県が判断します。
会長	他になければ、只今の案件可としてよいでしょうか？

委員	異議なし。
会長	只今の案件可とします。次に議案第 52 号農地法第 5 条第 1 項の規定について、事務局説明願います。
事務局	8 ページをお開き下さい。1 番は座波の 1 筆で農地区分は第 2 種農地で売買による所有権移転で一般住宅への転用であります。2 番米須の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で贈与による所有権移転で一般住宅への転用であります。3 番賀数の 1 筆で農地区分は第 1 種農地で売買による所有権移転で駐車場兼資材置場への転用であります。4 番阿波根の 1 筆で農地区分は農振農用地で賃借権の設定で牛舎、堆肥、資材置場への転用となっております。以上です。
会長	現地調査員の報告をお願いします。
委員	9 ページをご覧下さい。申請地は宅地に囲まれた第 2 種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。11 ページをご覧下さい。申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります但不許可の例外、集落接続に該当するため一般住宅への転用は問題無いものと判断しました。13 ページをご覧下さい。申請地は第 1 種農地であり原則不許可であります。そのため、一般住宅であれば不許可の例外、集落接続に該当しても問題はありませんが、駐車場兼資材置場への転用は皆さんの意見を聞いて判断したいと思いません。15 ページをお開き下さい。申請地は農振農用地であり原則不許可であります。しかし、不許可の例外、農業用施設に該当するため牛舎等への転用は問題無いものと判断しました。
会長	事務局より、説明があるのでよろしくをお願いします。
事務局	3 番についてですが、手元に A4 の用紙があると思いますが、黄色枠が申請地で資材置場なのですが、県へ確認したところ、第 1 種農地の不許可の例外、集落接続に該当することは出来るが、それには、糸満市農業委員会としての総意が必要であるとのことでした。どういう事かと言うと、申請地より 1 筆開いていても集落接続と認めるか否かを決めてほしい。集落にもよるが、豊原やハルヤーなど住宅が点々としている場合には 1 筆開いていても集落接続として認めてほしい。市の農業委員会の総意であれば認めますよ、そうでなければ認めないとの事。住宅以外も認めるか否かの判断をして頂きたい。ちなみに、隣

	<p>接の八重瀬町では、この様な場合、住宅以外は認めないと判断している。との事で、理由として住宅建設により地域は発展するが、資材置場等で地域は発展しない。との事でした。これに関しては皆さんの判断に委ねたいと思いますので、会長よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、意見等があればお願いします。</p>
委員	<p>以前から、不許可の例外にて許可している案件が多々ある。隣接もしていないのに許可するのはおかしい。</p>
会長	<p>隣は農地だが、問題はないのか？</p>
事務局	<p>周辺の土地の農業上の利用に支障がないと認められる場合には認める。とありますが、そこが一番の懸念材料ではあります。ルールを決めていないので、それを決めてほしい。</p>
委員	<p>支障がないと認めるのは誰が？非常に厳しいのでは。  2軒以上離れていれば、いつまでたっても住宅が建てられないのはやはりおかしい、地域に沿ったものでなければ。今回の駐車場や資材置場については、周りからは心配となる懸念材料となると思われます。住宅であれば発展性を考えて次男三男の家を作らせてあげましょうとなるが、今回の件はそうではないので個人的には厳しいと思います。  住宅は出来て、資材置場は出来ないどう違いがあるかと言えば、住宅は活性化するが、資材置場では活性化しない、それは間違いないよね。その違いがあるので、私も住宅は賛成できるが、資材置場は賛成出来ない。</p>
会長	<p>他に意見はありますか？周りには農地もあるし、資材置場は厳しいとの意見が多いので、この様な場合、住宅は認めるが、資材置場は認めないでよろしいでしょうか？</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>3番については、不可とします。他にありませんか？なければ1番2番4番については可とし、3番については、不可とします。以上で総会を終了します。</p>

議事録署名人

9番 農業委員

玉城正智

10番 農業委員

金城義幸